

劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版 新旧比較表

2022/9/20

旧 令和3年10月15日	新 令和4年9月20日
日付、目次	日付、目次（ページ）
<p>1. はじめに</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、数度に渡る感染拡大と減少を繰り返 し、それに合わせて各地域で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が 発出・解除されています。発症や重症化を予 防するワクチン接種も 徐々に進んで来ていますが、一方でウイルスが感染力の強い変異株に 置き換わることにより幅広い年齢層に感染が広がり、公演団体の出演 者やスタッフにおいてクラスター発生が散見されるなど、まだまだ先 行きが見通せない状況が続いています。</p> <p>緊急事態宣言等は解除されましたが、引き続き、デルタ株等の変異株 による感染の再拡大に備え、これまでの感染防止策をさらに深化させ、 継続させる必要があります。一方、イベントにおいて、「観客が声を出 さないコンサートや演劇」は「クラスターの発生が少なく、感染リス クが比較的低く保つことができるイベントや施設は、感染防止策を徹 底した上で、利用可能である(新型コロナウイルス感染症対策分科会 令和3年8月12日提言)」と客席内のリスク抑制が指摘されてい ます。</p> <p>全国の劇場・音楽堂等公立文化施設は、引き続き感染が続くことを踏</p>	<p>1. はじめに</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、その発生から既に2年半が経過 し、医療的な知見の蓄積やワクチン接種の複数回の進展により、 一定程度の重症化抑止が図られて来ています。また、社会、経済 活動の再開も求められることなどから、国では更なる行動制限の 発出には慎重な対応が取られています。一方で、感染力の強いオ ミクロン株 BA.5 等による第7波の感染拡大もあり、引き続き感 染防止策の継続が求められています。</p> <p>全国の劇場・音楽堂等公立文化施設は、基本的な感染防止策を継</p>

まえた上で、社会・経済活動とより一層の感染防止を両立させた新しい生活様式・スマートライフのなかで、地域の文化拠点としての役割を再定義する必要があります。

続した上で、社会・経済活動と感染防止を両立させた新しい生活様式・スマートライフと共存し、地域の文化拠点としての役割を果たしていく必要があります。

2. 本ガイドラインの位置づけ

令和2年5月14日付けで発し、~~感染状況を踏まえ同年9月18日付けで全面改定した~~「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染防止拡大ガイドライン」~~については、その後も感染状況に応じた改定等の検討を進めましたが、状況が流動的であることから先送りが続いていました。しかしながら、ガイドラインに基づく感染防止の取組の効果が確認されるとともにワクチン接種の進展や変異株による感染拡大など状況に変化があったことから、今般改定に踏み切りました。~~

なお、改定にあたっては、基本的には従来の防止策を踏襲しつつ、新たな知見や状況を踏まえた対応策等を盛り込みました。

全国の劇場、音楽堂等は設置主体や運営形態、施設の性格や規模の違いなど多様であり、施設によっては独自の防止策を定めることも必要となります。また、防止策に係る負担や予算等によっては直ちに対応・導入することは難しい事項も含まれているかと想定されます。しかしながら、~~新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日付、令和3年8月17日変更 新型コロナウイルス感染症対策本部)では、関係団体において、エビデンス(検証結果・科学的根拠)に基づきガイドラインが進化、改訂された場合は、それに基づき適切に要件を見直すこととされていることから、~~本ガイドラインで示した基本となる感染防止策を実施した上で、~~可能な限り~~施設の特性や公演の態様に応じて、それぞれで感染防止の取組として実施してください。

2. 本ガイドラインの位置づけ

令和2年5月14日付けで発した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染防止拡大ガイドライン」は、~~当時、緊急事態宣言により施設閉鎖や公演中止が続く中で、施設や公演を再開するために必要となる劇場、音楽堂等に適応した感染防止策を示したもので、その後も感染状況に応じた改定を進めてきました。~~

なお、改定にあたっては、基本的には従来の防止策を踏襲しつつ、新たな知見や状況を踏まえた対応策等を盛り込みました。

全国の劇場、音楽堂等は設置主体や運営形態、施設の性格や規模の違いなど多様であり、施設によっては独自の防止策を定めることも必要となります。また、防止策に係る負担や予算等によっては直ちに対応・導入することは難しい事項も含まれているかと想定されます。しかしながら、本ガイドラインで示した基本となる感染防止策を~~可能な限り~~実施した上で、施設の特性や公演の態様に応じて、それぞれで感染防止の取組として実施してください。

また、本ガイドラインは、クラシック音楽公演運営推進協議会及び緊急事態舞台芸術ネットワークのガイドラインと補完し合う関係であり、必要に応じて参照していただき、感染防止の取り組みを**より**講じてください。

また、本ガイドラインは、クラシック音楽公演運営推進協議会及び緊急事態舞台芸術ネットワークのガイドラインと補完し合う関係であり、必要に応じて参照していただき、感染防止の取組を**的確に**講じてください。

<p>3. 感染防止のための基本的な考え方</p> <p>(2) 「三つの密」の回避</p> <ul style="list-style-type: none"> 密閉空間(換気の悪い密閉空間である) 密集場所(多くの人が密集している) 密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる) 	<p>3. 感染防止のための基本的な考え方</p> <p>(2) 「三つの密」の回避</p> <ul style="list-style-type: none"> 密閉空間 (換気の状況により密閉空間になりえる) 密集場所 (多くの人が密集する場合がある) 密接場面 (近距離での長時間の会話や大声での発声が行われる場合がある)
<p>(3) リスク評価</p> <p>大規模な人数の移動や県境をまたいだ移動が想定される公演については、集客施設としてのリスク評価(③)及び地域における感染状況のリスク評価(④)も必要となります。また、それらの全国的な移動を伴う大規模な公演、または来場者が1,000人を超える公演については、各都道府県に事前に相談するとともに、各都道府県において示される対応指針等とリスク評価(③④)に基づき、実施の可否や開催方法等について、公演主催者のほか必要に応じて設置者も交えて、その影響と補償等も含めて十分に協議し判断する必要があります。</p>	<p>(3) リスク評価</p> <p>大規模な人数の移動や県境をまたいだ移動が想定される公演等については、集客施設としてのリスク評価(③)及び地域における感染状況のリスク評価(④)も必要となります。</p> <p>また、各都道府県が指定する規模の公演等については、事前に相談・届け出等の対応を行うとともに、各都道府県において示されている対応方針とリスク評価(③④)に基づき、実施の可否や開催方法等について、その影響と補償等も含めて判断する必要があります。</p>
<p>①接触感染のリスク評価</p> <p>他者と共有する物品やドアノブなど不特定多数が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価します。高頻度接触部位(テーブル、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、</p>	<p>① 接触感染のリスク評価</p> <p>他者と共有する物品や不特定多数が頻繁に触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価します。</p>

<p>タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、券売機 等)には特に注意を要します。</p>	
<p>③ 集客施設としてのリスク評価</p> <p>開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人の距離が一定程度確保できるかどうか等について、公演内容やこれまでの施設の来場実績等に鑑み、評価します。</p>	<p>③ 集客施設としてのリスク評価</p> <p>開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人の距離が一定程度確保できるかどうか等について、公演内容やこれまでの施設の来場実績等に鑑み、評価します。</p>
<p>④ 地域における感染状況等のリスク評価</p> <p>地域の生活圏において、地域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響について評価します。</p>	<p>④ 地域における感染状況等のリスク評価</p> <p>地域の生活圏において、地域での感染状況や医療環境を踏まえた施設管理への影響について評価します。</p>
<p>4.すべての主体に共通して求められる基本的な感染防止策</p> <p>また、施設管理者及び公演主催者は、本ガイドラインに従った取り組みを行う旨、ホームページ等で公表してください。</p>	<p>4.すべての主体に共通して求められる基本的な感染防止策</p> <p>また、施設管理者及び公演主催者は、本ガイドライン等に従った取り組みを行う旨、ホームページ等で公表してください。</p>
<p>なお、以後の全ての感染防止策は、ワクチン接種の有無に関わらず共通となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 必要回数のワクチン接種の徹底 ● 正しいマスクの常時着用 ● 手指の消毒や手洗いの徹底 ● 大声を出さないこと、咳エチケットの徹底 <ul style="list-style-type: none"> ● 常時換気の励行（来場者を除く） ● 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 	<p>なお、以後の全ての感染防止策は、ワクチン接種の有無や回数に関わらず共通となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 必要回数のワクチン接種の推奨 ● 施設内でのマスクの着用 ● 手指の消毒や手洗いの励行 ● 大声を出さないこと、咳エチケットの励行 <ul style="list-style-type: none"> ● 常時換気の徹底（来場者を除く） ● 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限（ペットボトル等を除く）

<p>➤ 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害 関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状</p> <p>➤ 過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等</p>	<p>➤ 咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等の症状</p> <p>➤ 陽性とされた者との濃厚接触がある場合</p> <p>削除</p>
<p>5. 施設管理者が講ずるべき具体的な感染防止策</p> <p>施設内に複数の会場がある場合(大小ホールなど)や他用途の施設との複合施設の場合、それぞれの関係者の動線ができるだけ交わらないようにゾーニングを講じてください。</p>	<p>5. 施設管理者が講ずるべき具体的な感染防止策</p> <p>削除</p>
<p>(1) 来場者に向けた周知・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 発熱時や体調不良時の来館控え 来館時のマスク常時着用 入館時の手指の消毒や施設内での手洗いの徹底 接触確認アプリ活用（使用に際しては Bluetooth を有効にしてください） 	<p>(1) 来場者に向けた周知・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 発熱時・咳・喉の痛み等体調不良時の来館控え 施設内でのマスク着用 入館時の手指の消毒や施設内での手洗いの励行 接触確認アプリ活用の推奨（使用に際しては Bluetooth を有効にしてください）
<p>(2) 従事者に関する感染防止策</p> <p>①勤務管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 執務エリア（含む休憩室、飲食施設、ショップ等）では空気調整設備による適切な換気を常時実施し、必要に応じて扇風機、サーキュレーター等による強制換気や二箇所以上の窓やドアを空けた自然換気を 	<p>(2) 従事者に関する感染防止策</p> <p>①勤務管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 執務エリア（含む休憩室、飲食施設、ショップ等）では空気調和設備による適切な換気を常時実施し、人的密度や換気状況により必要に応じて新たに換気扇や扇風機・サーキュレーター等による強制換気や二箇所以上の窓や扉を開放した自然換気を行って

<p>行ってください。また、必要に応じて二酸化炭素モニターを活用し、濃度 1000ppm 以下を保ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • また、同エリアでも事務用品等の共用は避け、不特定多数が触れやすい場所や備品の消毒を定期的に行い、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。 • 会議や打ち合わせ等では、対面にならない席配置とするなど、従事者間の感染リスクを低減するよう努めてください。また、遠隔会議システムも活用してください。 	<p>ださい。その際、人の配置・配席や風向きによる飛沫の飛散等を事前に十分考慮してください。なお、自然換気については、扇風機・サーキュレーターを窓や扉に向けて用いることも効果的です。また、必要に応じて二酸化炭素モニターを活用し、概ね濃度 1000ppm 以下を保ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • また、同エリアでも事務用品等の共用は避けるとともに、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。 • 会議や打ち合わせ等では、対面にならない席配置とするなど、従事者間の一定の距離が保てるよう努めてください。また、遠隔会議システムも活用してください。
<p>(3) 施設内での具体的な感染防止策</p> <p>①接触感染防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> • 施設内の不特定多数が触れやすい場所の徹底した消毒を少なくとも公演等の施設利用の入れ替え毎に行ってください。 • 施設の出入口と共用部分（トイレ等）の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。不足が生じないよう定期的な点検を行い、必要であれば入口と出口を分けること（一方通行）や出入口数を制限することも検討してください。 • トイレでは、個人のハンカチ、ペーパータオル等を使うように掲示等で促してください。 • 貸館受付窓口や飲食店等では現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨します。また、受付窓口では対面以外の電話・FAX・WEB 等の活用を推奨ください。 	<p>(3) 施設内での具体的な感染防止策</p> <p>①接触感染防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> • 施設内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を公演等の施設利用の入れ替え毎など適宜行ってください。 • 施設の出入口と共用部分（トイレ等）の必要箇所に手指消毒用の適切な消毒液を設置してください。不足が生じないよう定期的な点検を行ってください。 <p>削除</p> <ul style="list-style-type: none"> • 貸館受付窓口や飲食店等では、キャッシュレス決済を推奨します。また、貸館受付では対面以外の電話・FAX・WEB 等の活用を推奨ください。

<ul style="list-style-type: none"> • 会場のクローク機能については、必要最小限（大型荷物のみ）の運用とし、取扱者は不織布マスクや手袋を着用してください。 	<ul style="list-style-type: none"> • 会場のクローク機能については、取扱者は不織布マスク着用や手指消毒など必要な対策を適宜行ってください。
<p>②飛沫感染防止策</p> <p>リスク評価②を踏まえて、社会的距離を確保するとともに、会話の抑制を図ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 来館者に正しいマスク着用を促すように掲示等で周知してください。また、ワクチン接種の有無に関わらず未着用来場者に対しては配布や販売等や、個別に注意等を行うことにより着用を徹底してください。また、特段の理由なく、マスク着用の指示に従わない場合は、入場を拒む等の対応を検討ください。 <p>新規</p>	<p>②飛沫感染防止策</p> <p>リスク評価②を踏まえて、社会的距離を確保するとともに、長時間の会話の抑制を図ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 来館者に正しいマスク着用を促すように掲示等で周知してください。また、ワクチン接種の有無に関わらず未着用来館者に対しては配布や販売等や、個別に注意等を行うこと等により着用を促してください。 • 病気や障害によりマスクの着用等が困難な来館者への対応については、国や自治体等の対応指針等に添って適切に対応し、差別等が生じないよう十分に配慮してください。一方で、特段の理由なく、マスク着用の指示に従わない場合は、入場を拒む等の対応を検討ください。 <p>参考「マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解について」（厚生労働省）</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14297.html</p>

<p>・施設内（チケットセンター、ショップ等）では、十分な間隔（最低4m）を空けた整列を促してください。</p> <p>・対面で接する貸館受付窓口や販売窓口等には、換気を考慮したうえアクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置し、購買者等との間を遮蔽してください。</p> <p>ただし、飛沫防止用のシートについては、以下の点に留意してください。</p> <p>—火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防炎製品など）を使用すること。</p> <p>—同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。</p> <p>—不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。</p>	<p>・施設内（チケットセンター、ショップ等）では、一定の間隔を空けた整列を促してください。</p> <p>・対面で接する貸館受付窓口や販売窓口等には、換気を考慮したうえでアクリル板等の間仕切りの設置を推奨します。</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>
<p>③エアロゾル（マイクロ飛沫）感染防止策</p> <p>劇場、音楽堂等の公演会場における空気調和設備の機能や方式は、施設形態や建設年代により様々ですが、基本的にはいずれも各種法令等により規定の設備が設置(※)されています。この機能を十全に運用し発揮することにより感染防止を図ってください。</p>	<p>③エアロゾル（マイクロ飛沫）感染防止策</p>

• 空気調和設備の適切な点検を定期的に行い、施設が興行許可を取得した際の換気機能（会場内は一人あたりの換気量 20 m³/時以上）を確保してください。

~~• 空気調和設備の適切な運用により、効果的な循環量や換気量(吸気量に対して 20～30%以上の外気)を確保してください。~~

~~※劇場、音楽堂等の公演会場における空調設備の特徴として、会場に静音性が求められることから空調機が離れて設置されており、間を長いダクトでつなぎ途中に消音器やフィルターが挟まっています。空調機に吸引された空気は、外気 20～30%と混合されて、温度調整されて会場に戻されます。法規等で定められている一人あたり 20 m³/時は外気分量であり、全体の空調量としてはその 3～5 倍が循環しています。仮にエアロゾル飛沫が発生しても、吸引されてダクト等を経由する中で、ダクト内のフィルター等に付着し、また希釈されるので、再び戻されるときには、感染リスクは低くなっているものと想定されます。また、一人あたりの空気の循環量としても一般のオフィスや病院等を上回るものがあります。~~

~~なお、外気を取り入れない温度管理のみの空調設備しかない居室を長時間、複数人で使用する場合は、必ず換気扇や扇風機・サーキュレーター等による強制換気や二箇所以上の窓や扉を開放した自然換気を行ってください。~~

• **専門事業者による**空気調和設備の適切な点検を定期的に行い、施設が興行許可を取得した際の換気機能に基づいて、可能な限りの換気量を確保してください。

削除

削除

削除

<p>(4) その他、施設内での感染防止策</p> <p>②飲食施設、ショップ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・混雑時は必要に応じて入場制限を実施してください。 ・飲食施設では、家族等の一集団と他集団との距離が十分な間隔（最低1m）となるよう各店舗において席の配置を工夫してください。また、飲食時にマスクを外す際は会話を控えるように周知してください。 ・物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品や見本品は極力取り扱わないようにしてください。 	<p>(4) その他、施設内での感染防止策</p> <p>②飲食施設（付属飲食スペース）、ショップ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・混雑時は必要に応じて入場を制限してください。 ・飲食時にマスクを外す際は会話を控えるように周知してください。 <p style="text-align: center;">削除</p>
<p>6. 公演主催者に協力を求める具体的な感染防止策</p> <p>なお、施設管理者は、公演主催者が必要な措置を講じていただけるように事前に十分な協議を行うとともに、公演の際には措置が実際に講じられているかを確認し、必要な措置が講じられていないと認められる場合には、十分な措置を講じるように要請してください。</p> <p>(1) 事前調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来場者が多数になることが見込まれる公演については、各都道府県において示された対応指針等に基づいて、実施の可否及び実施する際の必要となる感染予防策について対応を検討してください。 ・会議室や練習場等は、大声での発声が伴わない利用については、会場の常時換気等、～ <p>なお、定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔</p>	<p>6. 公演主催者に協力を求める具体的な感染防止策</p> <p>なお、施設管理者は、公演主催者が必要な措置を講じていただけるように事前に協議を行うとともに、公演の際には措置が実際に講じられているかを確認し、必要な措置が講じられていないと認められる場合には、十分な措置を講じるように要請してください。</p> <p>(1) 事前調整</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議室や練習場等は、大声での発声が伴わない利用については、会場の常時換気等、～ <p>なお、定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間</p>

<p>（最低限、1m 程度の間隔）を空けてください。</p>	<p>隔を空けてください。</p>
<p>（2）客席の配席（収容率）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国の事務連絡や各都道府県の対応指針を前提とし、地域の感染の収束状況、公演の内容、上演時間、想定される観客層等を踏まえつつ、来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提とする公演については、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数（最前列席については下段記述参照。）とすることが可能です。 • 上記以外の公演については、正しいマスク着用と発声の抑制の周知及び事業者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率は国の事務連絡や各都道府県の対応指針に従ってください。（異なるグループ間では座席を1席（立席の場合は1m）空けますが、親子等の同一グループ（5名以内）では座席間隔をあける措置は不要。すなわち、収容は指針を超える場合もあり得る。） • なお、ワクチン未接種年齢層や高齢者が多数来場すると見込まれる公演については、感染リスクや重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。 • 客席の最前列席は舞台上の発声等を伴う出演者から十分な距離を取ることとし、最低でも水平距離で2m以上を設けてください。 	<p>（2）客席の配席（収容率）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 来場者の配席については、できるだけ指定席にするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。 • 来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提とする公演については、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数（最前列席については下段記述参照。）とすることが可能です。 • 上記以外の公演については、正しいマスク着用と発声の抑制の周知及び事業者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率は国の事務連絡や各都道府県の対応指針に従ってください。削除 • なお、高齢者が多数来場すると見込まれる公演については、感染リスクや重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。 • 客席の最前列席は舞台上の発声等を伴う出演者から一定の距離を取ることとし、水平距離で概ね2m程度を確保するよう努力してください。

(3) 公演関係者に関する感染防止策

・公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて、~~出演者間で最低1mを目安とした十分な間隔をとるなど~~、可能な限り感染防止に努めるようにしてください。

・楽屋、控室、稽古場等でも不特定多数が触れやすい場所の~~定期的な消毒を徹底し~~、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。

・また、楽屋は密にならないように定員を調整するとともに常時換気を励行ください。なお、必要に応じて二酸化炭素モニター(基準1000ppm以下)を活用ください。

~~・ケータリングにおいては、使い捨ての紙食器を使用するなど、十分な感染防止対策を講じてください。~~

・舞台袖、舞台裏、楽屋などの狭いスペースでの待機時や、喫煙スペースや洗面スペースや飲食周りなどマスクを外しての利用に際し、各場所に応じた定員制限や会話の抑制等を~~徹底~~してください。

~~・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限してください。~~

・その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるとともに関係者の健康管理に努めてください。なお、主要な関係者についてはワクチン接種をすることを推奨します。

(3) 公演関係者に関する感染防止策

・公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて感染防止に努めるようにしてください。

・楽屋、控室、稽古場等でも不特定多数が触れやすい場所は、~~必要に応じて消毒し~~、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。

・また、楽屋は密にならないように定員を調整するとともに常時換気を励行ください。なお、必要に応じて二酸化炭素モニター(概ね基準1000ppm以下)を活用ください。

削除

・舞台袖、舞台裏、楽屋などの狭いスペースでの待機時や、喫煙スペースや洗面スペースや飲食周りなどマスクを外しての利用に際し、各場所に応じた定員制限や会話の抑制等をしてください。

削除

・その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるとともに、関係者の健康管理に努めてください。なお、主要な関係者については、~~必要回数~~のワクチン接種をすることを推奨します。

<p>(4) 来場者に関する感染防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来場前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に十分周知してください。また、その際の振替やチケット代金の払戻等の諸条件については、発売時に告知してください。 ・ 入退場時の密集回避のため、時間差を設けての入退場や入退場導線の分散、案内人員の配置、またメッセージボード等を使用した呼びかけ等により、十分な距離(最低1m)の間隔を確保してください。 ・ チケットシステム等の活用により、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めてください。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合 など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。 ・ 配慮が求められる来場者、障害者や高齢者、ワクチン未接種年齢層等については事前に対応策を検討してください。 ・ 公演前後の交通機関の分散利用や飲食・会合の抑制等、施設外での感染防止について注意喚起してください。 	<p>(4) 来場者に関する感染防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来場前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に十分周知してください。また、その際の振替やチケット代金の払戻等の諸条件については、事前に告知してください。 ・ 入退場時の密集回避のため、時間差を設けての入退場や入退場導線の分散、また場内アナウンスやメッセージボード等を使用した呼びかけ等により、一定の距離の間隔を確保してください。 削除 ・ 配慮が求められる来場者、障害者や高齢者等については事前に対応策を検討してください。 ・ 都道府県の対応方針等に基づき、公演前後の飲食・会合の抑制等、施設外での感染防止について注意喚起してください。
<p>(5) 会場内での感染防止策</p> <p>① 接触感染防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の定期的な消毒を徹底してください。 ・ 公演主催者は、会場の出入口等の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置し、入退場時の利用を周知してください。また、不足が生じない 	<p>(5) 会場内での感染防止策</p> <p>① 接触感染防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を適宜行ってください。 ・ 公演主催者は、会場の出入口等の必要箇所に手指消毒用の適切な消毒液を設置し、入退場時の利用を周知してください。また、

<p>よう定期的な点検を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入場時のチケットもぎりについては、入口の滞留状況等を想定し、簡略化(来場者が自らもぎって箱に入れ、主催者は目視で確認)するか、係員のこまめな手指消毒(若しくは手袋着用)の徹底かを検討してください。 ・チラシ・パンフレット・アンケート等は、据え置きとし来場者が自ら取得するか、手渡しの場合には係員の手指消毒(若しくは手袋着用)を徹底してください。 ・プレゼントや差し入れ等は控えてください。 ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限してください。 ・来場者や関係者等、それぞれの立入り可能エリアを限定(来場者が楽屋エリア等に立ち入ること等を制限)してください。 	<p>不足が生じないよう定期的な点検を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入場時のチケットもぎりについては、係員は適宜手指消毒を検討してください。 ・チラシ・パンフレット・アンケート等は、据え置きとし来場者が自ら取得するか、手渡しの場合には係員は適宜手指消毒をしてください。 <p style="text-align: center;">削除</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p style="text-align: center;">削除</p>
<p>② 飛沫感染防止策</p> <p>公演の内容等によりますが、来場者は原則的には、会場内では一方向を向き静座し、公演中は会話等が想定されないことから、～</p> <p>【公演関係者（特に出演者）⇔来場者間の感染防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクが高まるような演出(声援を求める、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等)は控えてください。 	<p>② 飛沫感染防止策</p> <p>公演の内容等によりますが、来場者は原則的には、会場内では一方向を向き静座し、公演中は継続的な会話等が想定されないことから、～</p> <p>【公演関係者（特に出演者）⇔来場者間の感染防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクが高まるような演出（声援を求める 等）は控えてください。

<ul style="list-style-type: none"> ・来場者の案内や誘導に際しては十分な距離(最低1m)を取るとともに、不織布マスクを着用してください。 ・来場者と接する窓口(招待受付、当日券窓口)等では、換気に注意をしたらうえて、アクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置し、来場者等との間を遮蔽してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者の案内や誘導に際しては一定の距離を取るとともに、不織布マスクを着用してください。 ・来場者と接する窓口(招待受付、当日券窓口)等では、換気に注意をしたらうえて、アクリル板等の間仕切りの設置を推奨します。
<p>【来場者⇄来場者間の感染防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内ではワクチン接種の有無に関わらずマスク着用を必須とし、未着用来場者に対しては配布や販売等や、個別に注意等を行うことにより着用を徹底してください。 ・休憩時間や退場時の客席からの移動に際しては券種やゾーンごとの時間差とし、滞留を抑制してください。 ・休憩時間のトイレや飲食カウンター等では、ロビー等の広さを踏まえて、十分な間隔(最低1m)を空けた整列を促してください。 ・会場内での食事は、長時間マスクを外すことが想定されますので控えてください。 	<p>【来場者⇄来場者間の感染防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内ではマスク着用を基本とし、未着用来場者に対しては配布や販売など、個別に注意等を行うことにより着用を徹底してください。 <p style="text-align: center;">削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休憩時間のトイレや飲食カウンター等では、ロビー等の広さを踏まえて、一定の間隔を空けた整列を促してください。 ・会場(客席)内での食事は、長時間マスクを外すことが想定されますので極力控えてください。
<p>(6) その他、物販等</p>	<p>(6) その他、物販等</p>

<ul style="list-style-type: none"> • 物販に関わる関係者は、不織布マスクの着用に加え、必要に応じて こまめな手指消毒(手袋着用)を行ってください。 • 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないでください。 • オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないようにしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> • 物販に関わる関係者は、不織布マスクの着用に加え、必要に応じて手指消毒を行ってください。 <p style="text-align: center;">削除</p> <ul style="list-style-type: none"> • オペラグラス等の貸出物について消毒を行うとともに、消毒が行えない場合は貸し出しを控えてください。
<p>7. 感染拡大への防止策</p> <p>施設管理者は、感染者が発生した場合に備えて、速やかに保健所と連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えてください。また、発生の際には保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、可能な限り必要な情報を速やかに提供し、保健所の判断により消毒命令が発せられた際には必要箇所の消毒を実行してください。</p> <p>公演主催者は、感染が疑われる者がいた場合は速やかに施設管理者に連絡し、対応を協議してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 施設管理者は従事者について、公演主催者は公演関係者及び来場者等について、可能な範囲で氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間(概ね1ヶ月間)保持するように努めてください。また、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。 	<p>7. 感染拡大への防止策</p> <p>施設管理者は、感染が発生した場合に備えて、速やかに保健所と連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えてください。また、発生の際には保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報を速やかに提供してください。</p> <p>公演主催者は、感染が発生した場合は速やかに施設管理者に連絡し、対応を協議してください。</p> <p style="text-align: center;">削除</p>

<p>・なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じ、期間経過後は適切に廃棄してください。</p> <p>・また、発生した感染者等(含む同居者等。)の情報は要配慮個人情報となるため、その取扱に十分注意してください。</p> <p>・従事者や公演関係者の感染が疑われる際の対応について、事前に検討を行い、自宅待機や受診等の基準を定めてください。基本は、発熱など軽度の体調不良の場合には抗原簡易キットでの検査を促し、検査陽性の場合には、保健所の子承を得た上で、PCR検査等を速やかに実施してください。さらに濃厚接触の可能性のある者にも検査を促してください。</p> <p>・なお、抗原簡易キットの準備にあたっては、令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」(以下)を参照ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf</p> <p>本ガイドラインの策定にあたっては、政府及び専門家の助言をいただきました。</p>	<p>削除</p> <p>・発生した感染者等(含む同居者等。)の情報は要配慮個人情報となるため、その取扱に十分注意してください。</p> <p>・従事者や公演関係者の感染が疑われる際の対応について、事前に各都道府県において示されている対応方針にしたがって検討を行い、自宅待機や受診等の基準を定めてください。基本は、発熱などの体調不良の場合には出勤や公演参加を控えようとしてください。その上で、発熱などの症状が出た場合には、かかりつけ医等、身近な医療機関に電話で相談してください。なお、令和4年7月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部の事務連絡において、同一世帯内以外の事業所等については、濃厚接触者の特定・行動制限は行う必要がないこととされていますので、ご注意ください。</p> <p>削除</p> <p>本ガイドラインの策定にあたっては、関係省庁及び専門家の助言をいただきました。</p>
	改定日付